

富労発基 0229 第1号の1
令和6年2月29日

各関連団体の長 殿

富山労働局長
(公印省略)

令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

一方、昨年1年間の職場における熱中症の発生状況(1月11日現在の速報値。別紙参照)を見ると、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は1,045人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、建設業202件、製造業220件となっており、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来ませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

については、令和6年の本キャンペーンを、別添の令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)のとおり実施します。

厚生労働省におきましては、要綱の7(1)の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれては、要綱の7(2)の事項の推進により、効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。なお、要綱の7(2)の各事項の推進に当たっては、厚生労働省の職場における熱中症予防対策を一元的に情報提供するポータルサイト等を活用することができます。

